

社会福祉法人 仁泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁泉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費(鉄道及びバスを組み合わせて利用することを原則としたもの)が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長には前項および定款8条(役員の報酬)第1項から第3項さらには、平成21年度第3回理事会、評議員会における確認(別記1)等を斟酌し、月額30万円(税込み)の報酬を支払う。その考え方は規程の後半部分に付記してある別記1及び参考1、参考2によるものである。

3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催さ

れた評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。

この規程は、一部を改訂して平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	7,000円	第3条第3項による実費
評議員会出席報酬等	7,000円	同 上
苦情対応第3者委員	7,000円	同 上

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	12,000円	第3条第3項による実費
理事、評議員業務報酬等	10,000円	同 上
監事監査指導報酬等	10,000円	同 上
苦情対応第3者委員	7,000円	同 上

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	12,000円	7,000円	実 費

注) 別表1～別表3に記載の評議員は、新しい定款に示す、評議員選任・解任委員会の委員にも適用します。

別記 1 (平成21年度第3回理事会、評議員会第6号議案提案主旨)、(参考1、2)
【提案の主旨について】

初代理事長の故竹重一正氏が、医師であり創設者であったことや法人、施設の草創期であったこと。さらに社会福祉法人仁泉会の定款8条(定款準則に準拠)には、下記のような記載があることにも目配りし、また理事長の通常の勤務対応等も考慮して、長年にわたり月額8万円(税込み)の報酬ということにさせていただいてき

ました。

平成19年8月21日に就任された現理事長にも、今日まで初代理事長の報酬を踏襲させていただいています。

しかし新理事長は初代理事長とは違い、言わば一民間人ということでもあり、法人、施設に関わるすべての責任を負われるという立場にあること。勤務の実態法人代表として一定の社会的なステイタス、ポリシーは必要であろうこと。また経営の主たる財源が介護保険からの介護報酬によるものであることを踏まえなければならないこと。

そして新体制に移行をしたということ等々を総合的に判断し、概ね許容される社会性ある報酬ということで、月額30万円（税込み）をお支払いすることを提案するものです。

(参考 1)

(役員報酬等)

定款第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員
の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(参考 2)

法人全職員の平成21年度の正規職員の平均基本給は、約22万円である。

当法人の平成26年度正規職員の平均基本給は、224,799円である。また月額の賃金総支給額は、278,542円である。

(参考 3)

当法人の平成28年3月31日現在、在籍の正規職員の平均基本給は、211,955円である。

また平成28年3月31日現在、在籍の正規職員の基本給+扶養手当+住宅手当の賃金総支給額は、216,524円です。これに交替手当、通勤手当、介護職員処遇改善手当（介護職に限定）が支給されている。

以上